

電波法関係手数料令の一部を改正する政令要綱

一 移動受信用地上放送をする特定基地局の免許申請手数料の額及び移動受信用地上放送に係る開設計画の認定申請手数料の額を定めること。
(本則関係)

二 この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)の施行の日(平成二十二年四月二十三日)から施行すること。
(附則関係)